

資料 2

岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の 集約化の検討に係る需要予測調査業務 業務仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、「岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係る需要予測調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、岩手県（以下「県」という。）が行う岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係るデータ収集・分析及び集約化した場合の需要予測等を行うことを目的とする。

第3条 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

第4条 業務の内容

(1) 集約化する場合の体育館の需要予測

ア 各種スポーツ大会等の開催状況の調査・分析

- ・ 過去10年以内に全国で整備された高規格な体育館を対象に、施設の規模・構成、利用状況、稼働率、開催された主なスポーツ大会、スポーツ合宿、スポーツイベント等の開催状況等のデータを収集し・分析する。
- ・ 全国の状況を踏まえ、本県における大規模なスポーツ大会等が開催される条件等を分析する。
- ・ 別途県が実施する県内向けの利用動向等の調査に関し、必要な支援を行う。

イ 国内のイベント市場動向等の調査・分析

- ・ 国内の興行・イベント等開催状況や市場動向について、データを収集・分析する。
- ・ 体育館での興行・イベント等の企画実績のある企業・団体に対し、市場動向等についてのヒアリング等を実施する。

ウ 集約化する場合の体育館の需要予測

- ・ 上記ア、イの調査・分析結果及び県から提供される各種データ等に基づき、岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館を集約化した場合の需要予測を行う。
- ・ 予測に当たっては、諸条件を設定し、現状との比較を行いながら整理する。

なお、県が開催する会議等の資料として使用するため、調査・分析内容について提供を求めることがある。

(2) 大まかな施設の規模・構成の検討

集約化後の体育館について、論点を整理の上、実現可能で持続可能な規模・構成等の検討を行い、大まかな内容を示す。

(3) 報告書作成

業務全体を取りまとめ、報告書を作成する。

第5条 貸与資料

貸与資料については、県との協議によるものとする。

第6条 成果品

成果品は、紙媒体を2部及び電子媒体で提出すること。

第7条 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは監理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「4 プロポーザル参加者の資格要件等」に定める参加資格要件(3)から(9)に準じること。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日条例第49号）その他関係法令を遵守しなければならない。